

# 中 学 校 美 術

## 1 美術科の見方・考え方

美術科の見方・考え方は「造形的な見方・考え方」として示される。造形的な見方・考え方とは、美術科の特質に応じた物事を捉える視点や考え方として、表現及び鑑賞の活動を通して、よさや美しさなどの価値や心情などを感じ取る力である感性や、想像力を働かせ、対象や事象を、造形的な視点で捉え、自分としての意味や価値をつくりだすことである。

## 2 目標

表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の美術や美術文化と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

### (1) (知識及び技能)

対象や事象を捉える造形的な視点について理解するとともに、表現方法を創意工夫し、創造的に表すことができるようにする。

### (2) (思考力、判断力、表現力等)

造形的なよさや美しさ、表現の意図と工夫、美術の働きなどについて考え、主題を生み出し豊かに発想し構想を練ったり、美術や美術文化に対する見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。

### (3) (学びに向かう力、人間性等)

美術の創造活動の喜びを味わい、美術を愛好する心情を育み、感性を豊かにし、心豊かな生活を創造していく態度を養い、豊かな情操を培う。

## 3 改訂の要点

### (1) 改訂の具体的な方向性

- ① 感性や想像力等を働かせて、表現したり鑑賞したりする資質・能力を相互に関連させながら育成できるよう、内容の改善を図る。
- ② 生活を美しく豊かにする造形や美術の働き、美術文化についての理解を深める学習の充実を図る。

### (2) 改訂の要点

#### ① 目標の改善

教科の目標では、美術は何を学ぶ教科なのかということを示し、感性や想像力を働かせ、造形的な視点を豊かにもち、生活や社会の中の美術や美術文化と豊かに関わる資質・能力を育成することを一層重視する。そのため、育成を目指す資質・能力を明確にし、生徒の発達の段階や特性等を踏まえつつ、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理し、これらが実現できるように以下のように目標を示した。

- (1) 「知識及び技能」については、造形的な視点を豊かにするために必要な知識と、表現における創造的に表す技能に関するもの。
- (2) 「思考力、判断力、表現力等」については、表現における発想や構想と、鑑賞における見方や感じ方などに関するもの。
- (3) 「学びに向かう力、人間性等」については、学習に主体的に取り組む態度や美術を愛好する心情、豊かな感性や情操などに関するもの。

教科の目標では、これらの(1)、(2)、(3)を相互に関連させながら育成できるように整理した。

#### ② 内容の改善

##### ア 表現領域の改善

- ・ 「A表現」の内容を育成する資質・能力を一層明確にする観点から、「(1)表現の活動を通して、次のとおり発想や構想に関する資質・能力を育成する。」「(2)表現の活動を通して、次のとおり技能に関する資質・能力を育成する。」とし、項目を発想や構想に関する資質・能力と技能に関する資質・能力の二つの観点から整理する。
- ・ 主体的で創造的な表現の学習を重視し、「A表現」(1)において、「ア 感じ取ったことや考えたことなどを基にした発想や構想」及び「イ 目的や機能などを考えた発想や構想」の全ての事項に「主題を生み出すこと」を位置付け、表現の学習において、生徒自らが強く表したいことを心の中に思い描き、豊かに発想や構想をすることを重視して改善を図った。

##### イ 鑑賞領域の改善

- ・ 「B鑑賞」の内容を、アの「美術作品など」に関する事項と、イの「美術の働きや美術文化」に関する事項に分けて示した。アの「美術作品など」に関する事項では、「A表現」の絵や彫刻などの感じ取ったことや考えたことなどを基にした表現と、デザインや工芸などの目的や条件などを考えた表現との関連を図り、これら二つの視点から分けて示し、特に発想や構想に関する資質・能力と鑑賞に関する資質・能力とを総合的に働かせて「思考力、判断力、表現力等」を育成することを重視した。イの「美術の働きや美術文化」に関する事項では、生活や社会と文化は密接に関わっていることや、社会に開かれた教育課程を推進する観点などから、従前の生活を美しく豊かにする美術の働きに関する鑑賞と、美術文化に関する鑑賞を大きく一つにまとめた。

##### ウ 〔共通事項〕の改善

- ・ 感性や造形感覚などを高めていくことを一層重視し、〔共通事項〕を造形的な視点を豊かにするために必要な知識として整理し、表現や鑑賞の学習に必要な資質・能力を育成する観点から改善を行った。加えて「内容の取扱い」において、〔共通事項〕の指導に当たって、生徒が多様な視点から造形を豊かに捉え実

感を伴いながら理解することができるように配慮事項を示した。

エ 各学年の内容の取扱いの新設

- ・ 第1学年、第2学年及び第3学年のそれぞれに各学年の内容の取扱いを新たに示し、発達の特性を考慮して、各学年においての学習内容や題材に配する時間数を十分検討するとともに、「思考力、判断力、表現力等」を高めるために、言語活動の充実を図るようにする。

## 4 美術科の目標及び内容

(1) 第1節 美術科の目標

① 教科の目標について

ア 「表現及び鑑賞の幅広い活動を通して」について

イ 「造形的な見方・考え方を働かせ」について

ウ 「生活や社会の中の美術や美術文化と豊かに関わる資質・能力」について

② 教科の目標(1)、(2)、(3)について

美術科で目指す資質・能力の育成は、目標に示されている(1)、(2)、(3)が相互に関連し合い、一体となって働くことが重要である。よって、必ずしも、別々に分けて育成したり、「知識及び技能」を習得してから「思考力、判断力、表現力等」を身に付けるといった順序性をもって育成したりするものではないことに留意する。

ア 教科の目標(1)は、育成することを目指す「知識及び技能」について示している。前半部分は、造形的な視点を豊かにするために必要な知識に関するもの、後半部分は、創造的に表す技能に関するものである。

・ 今回の改訂では、美術科における知識として、具体的には〔共通事項〕の内容を示している。

・ ここでの知識とは、単に新たな事柄として知ることや言葉を暗記することに終始するものではなく、生徒一人一人が表現及び鑑賞の活動の学習過程を通して、個別の感じ方や考え方等に応じながら活用し身に付けたり、実感を伴いながら理解を深めたりし、新たな学習過程を経験することを通して再構築されていく。

イ 教科の目標(2)は、「思考力、判断力、表現力等」に関する目標を示している。美術科において育成する「思考力、判断力、表現力等」とは、表現の活動を通して育成する発想や構想に関する資質・能力と、鑑賞の活動を通して育成する鑑賞に関する資質・能力であり、教科の目標(2)は、大きくはこの二つから構成される。

ウ 教科の目標(3)は、「学びに向かう力、人間性等」に関する目標を示している。教科の目標(1)及び(2)に関する資質・能力を、どのような方向性で働かせていくかを決定付ける重要な要素である。

③ 学年の目標

ア 各学年とも、(1)は、造形的な視点を豊かにするために必要な知識と、表現における創造的に表す技能に関する目標、(2)は、表現における発想や構想と、鑑賞における見方や感じ方に関する目標、(3)は学習に主体的に取り組む態度や美術を愛好する心情、豊かな感性などに関する目標について示している。

イ 具体的には、(1)及び(2)は「A表現」、「B鑑賞」及び〔共通事項〕の指導事項に位置付けられているのに対応し、(3)は、それらを指導する中で、一体的、総合的に育てていくべきものである。

(2) 第2節 美術科の内容

① 内容の構成 「A表現」、「B鑑賞」、〔共通事項〕

② 各領域及び〔共通事項〕の内容 「A表現」の内容、「B鑑賞」の内容、〔共通事項〕の内容

## 5 各学年の目標及び内容

「中学校美術科 教科の目標、各学年の目標及び内容と各学年の内容の取扱いの系統表」

## 6 指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、造形的な見方・考え方を働かせ、表現及び鑑賞に関する資質・能力を相互に関連させた学習の充実を図ること。

(2) 第2の各学年の内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導については相互に関連を図り、特に発想や構想に関する資質・能力と鑑賞に関する資質・能力とを総合的に働かせて学習が深められるようにすること。

(3) 第2の各学年の内容の〔共通事項〕は、表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力であり、「A表現」及び「B鑑賞」の指導と併せて、十分な指導が行われるよう工夫すること。

(4) 第2の各学年の内容の「A表現」については、(1)のア及びイと、(2)は原則として関連付けて行い、(1)のア及びイそれぞれにおいて描く活動とつくる活動のいずれも経験させるようにすること。その際、第2学年及び第3学年の各学年においては、(1)のア及びイそれぞれにおいて、描く活動とつくる活動のいずれかを選択して扱うことができることとし、2学年間を通して描く活動とつくる活動が調和的に行えるようにすること。

(5) 第2の内容の「B鑑賞」の指導については、各学年とも各事項において育成を目指す資質・能力の定着が図られるよう、適切かつ十分な授業時数を確保すること。

(6) 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

(7) 第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、美術科の特質に応じて適切な指導をすること。

## 7 評価

目標に準拠した3観点での評価。

## 8 移行期間における留意事項

(1) 全部又は一部について新学習指導要領によることができる。

(2) 評価に関しては、現行の指導要領に基づいた4観点で行う。